

お客様相談室便り

2007年
9月号

消費生活アドバイザーリー制度

消費生活アドバイザーとは・・・

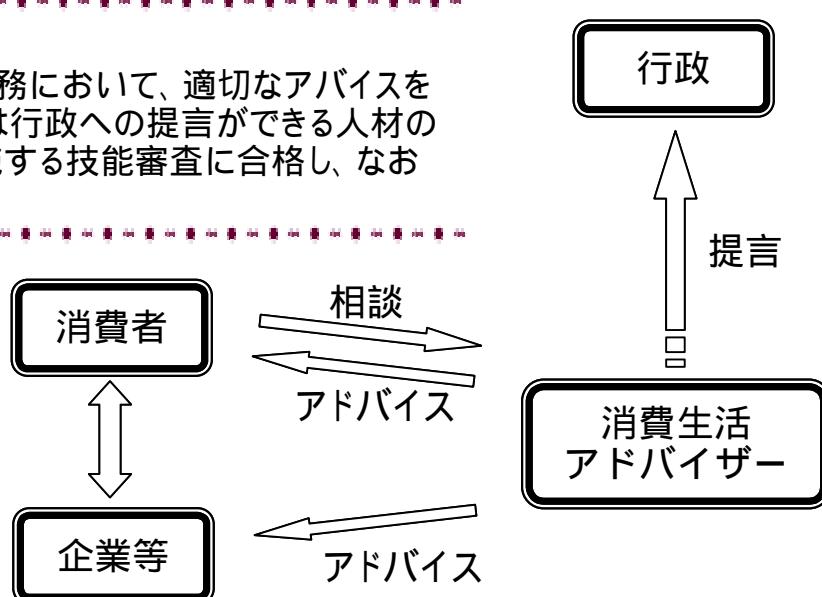
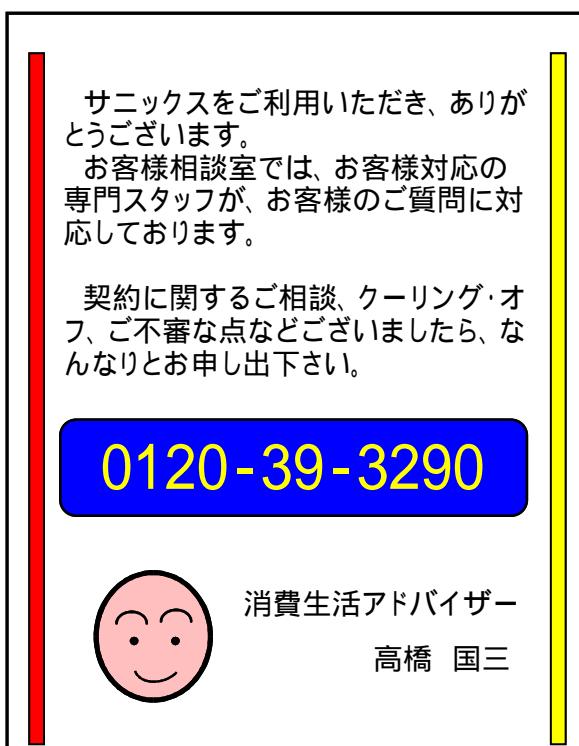
消費者と企業等の“かけ橋”として消費者相談業務において、適切なアドバイスをしたり、消費者の意向を企業経営に反映あるいは行政への提言ができる人材の養成を目的に、経済産業大臣の認定を得て実施する技能審査に合格しなおかつ一定の要件を満たした者

株式会社サニックス お客様相談室には、消費生活アドバイザーの資格を持ったスタッフが居ます。

* 2005年4月にお客様相談室員1名が資格取得

HS部門では、平成18年6月より契約時には、お客様へ「消費生活アドバイザーからの呼びかけチラシ」を配布しています。

このチラシを見て、アドバイザーに相談したいというお電話を多数受付けています。今後もどんどん活用してください。



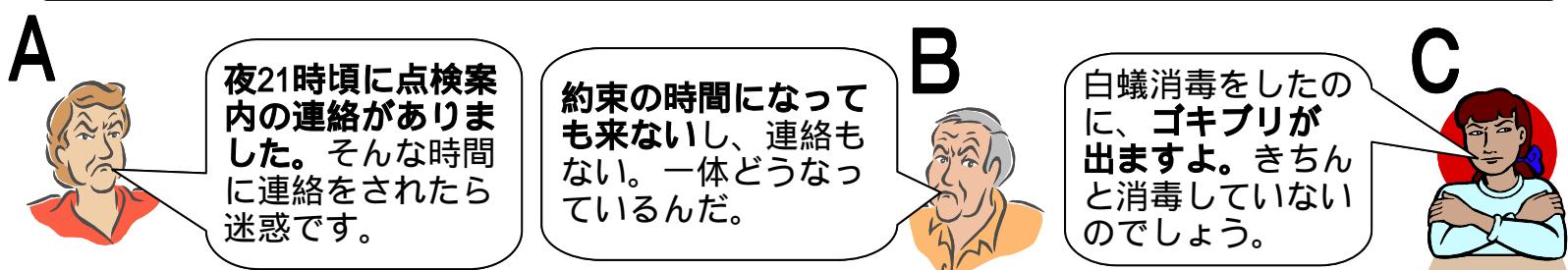
株式会社サニックス お客様相談室には、消費生活アドバイザーの資格を持ったスタッフが居ます。

* 2005年4月にお客様相談室員1名が資格取得

HS部門では、平成18年6月より契約時には、お客様へ「消費生活アドバイザーからの呼びかけチラシ」を配布しています。

このチラシを見て、アドバイザーに相談したいというお電話を多数受付けています。今後もどんどん活用してください。

このようなお客様の声があります。すぐに改善してください!!



A 自主行動基準では、事前のお約束なく20時以降にお客様へ電話する行為を禁止しています。

B サニックスの信頼を失いかねません。遅れそうな場合はお客様へ連絡を入れ対応しましょう。

C 薬剤について正しい説明をし、白蟻消毒をしたら他の害虫も出なくなると勘違いされる事がないようにしましょう。

お客様相談室よりお知らせとお願い

【クーリング・オフ受付簿の提出】

クーリング・オフを受けた場合は、必ず「クーリング・オフ受付簿」を作成し、お客様相談室へ直接FAXしてください。

【公休日の留守番電話設定】

お客様へご迷惑をおかけする事がないよう、公休日前日の退社時には、必ず留守番電話を設定してください。

【消費生活センター定期訪問】

毎月第2・4木曜日は所属長による消費生活センター定期訪問日です。スケジュール調整の上、必ず訪問してください。

【消費生活センター相談記録】

消費生活センター介入案件を新たに受けた場合は「消費生活センター相談記録」を作成し、各地区本部経由でFAXしてください。